

諮問第1210号  
平成21年2月24日

情報通信審議会  
会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣 鳩山 邦夫

## 諮 問 書

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について、下記のとおり諮問する。

### 記

電気通信事業においては、ネットワーク等を相互接続することが事業展開上不可欠であるため、ネットワーク構造や市場構造の変化に応じて多様化・複雑化する接続ニーズを踏まえ、接続ルールを適時適切に見直すことが、公正競争環境を確保する観点から極めて重要となる。

モバイル市場は、接続ルールの創設時(平成13年)には、固定通信市場の従たる位置付けであったが、平成19年には携帯電話の契約数が1億件を突破するなど、ビジネス・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、これに伴い、接続料や接続条件の透明性向上等を求める意見や接続料の設定等を巡る紛争が生じているところである。

固定ブロードバンド市場では、平成20年度第一四半期に、これまで市場を牽引してきたADSLに代わり、FTTHが契約数で首位に立ったが、FTTH市場では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が継続的にシェアを高める一方で、平成20年度の契約純増数の予測を下方修正するなど、FTTH市場をはじめとした固定ブロードバンド市場は、更なる活性化に向けた取組が求められる状況にある。

また、このような従来型の市場に加え、自らはサーバのみを設置してコンテンツ配信を行ったり、コンテンツ配信等を行う者に対し認証・課金機能を提供するなど、他事業者のネットワークを利用する形態で行われる事業も増加傾向にあり、これらが通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待される中で、当該市場で事業展開を行う者との関係に着目した接続ルールの検討も求められる状況となっている。

さらに、平成22年の3.9世代移動通信システムの商用開始など、モバイル市場においてもアクセス回線の高速化・大容量化や中継網のIP化が予定されており、今後、ネットワークレベルにおいて固定網・移動網の差異の希薄化・融合が急速に進展するとともに、サービスレベルにおいても、FMC(Fixed Mobile Convergence)サービスなど、固定通信と移動通信の融合サービスの本格的な展開が想定される中で、市場統合の進展状況等に応じ、接続ルールを含む指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となる状況も今後想定される。

このような状況を受け、また関係事業者等からの提案を踏まえ、電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について貴審議会に諮問するものである。